

通信



雫石川にかかる鯉のぼり (雫石川園地)

目次

●表紙写真	1 P
●連続講座「岩手の再生」第3回	2 P～8 P
演題「コロナ禍の保育施設と子供の生活」	2 P～4 P
講師 新妻二男 さん (岩手大学名誉教授 岩手地域総合研究所副理事長)	
報告①「コロナ禍の保育の現状と課題」	4 P～6 P
報告者 山蔭悦子さん (わかば保育園長)	
報告②「学童保育所をめぐる問題」—「40人以下」の実現を考える。—	6 P～8 P
報告者 嘉村裕之さん (全国学童保育連絡協議会 副会長)	
●地名の話 31 「えんまんじ【円満寺】」	高橋 宏壽 さん 8 P

NPO法人
岩手地域総合研究所

岩手県盛岡市中央通二丁目8番21号 Mホール
Tel・Fax:019-624-6715
メール:i-chiikisouken@salsas.ocn.ne.jp

2021年度連続講座
「岩手の再生」第三回
「新型コロナウイルスと市民生活」

演題 「コロナ禍の保育施設と子供の生活」

コロナ禍における児童福祉施設(事業)と子供の生活

講師・新妻二男 さん

(岩手大学名誉教授 岩手地域総合研究所 副理事長)



2021年3月5日、岩手県民会館第一会議室で、第三回連続講座が開催されました。オンラインでの参加を含め、15名が参加しました。

保育園あるいは保育所、学童保育、正式な行政用語では放課後児童クラブということになります。両者ともに児童福祉事業あるいは児童福祉施設で行われる事業というふうに考えていただいていると思います。

ただ、両者が公的な位置づけ、いま制度的な枠組みが一緒なのかと問われれば決してそうではないということを知っておく必要があります。

保育所は、公的規定に基づいた児童福祉施設、市町村で義務的に行わなければならない施設です。その最低基準が公的に一応定められている。しかしながら、学童保育は、行政的には、放課後児童クラブですけれども、これは社会福祉法に規定される第二種社会福祉事業です。市町村が一応実施する事業ではありません。市町村にとっては、義務ではない、法的にはいまのところ事業としてとらえたほうが良いと考えた方がよいのではないかと思います。これが具体的な話に入る前の前提です。

1. 児童福祉施設(事業)とコロナ

それでは、いまお話しした児童福祉関係の事業施設、これはコロナとの関係でどのように展開されてきたのかというあたりについてお話をしてみたいと思います。

まず児童福祉施設全体が新型コロナ感染に対する対応が求められたのは、2020年2月27日ですから、ちょうど2年前ですね。時の安倍総理による突然の(小・中・高・特別支援学校)への学校全体の一斉休校要請と言っ

ていますけれど臨時休校ですね。これが要請されたということが始まりでした。

その後、4月7日に7都府県に、それから、16日には感染拡大を抑えるということなどで緊急事態宣言が出されたということになるわけですけれども、その後4月7日以降に緊急事態宣言が矢継ぎ早に出てくるわけですが、これに合わせて、やはり厚労省から様々な通知が出てくる。まず、4月7日緊急事態宣言に合わせたもの、「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」という通知が出ています。簡単に言うと児童福祉施設は開所、原則開所として必要である施設として位置づけられるようになった。

これが、学校の一斉休校措置とは、一応際立った違いということにもなるのです。当時の安倍首相による独断偏見、パフォーマンスいろいろ言われておりますけれども、一番の問題は、学校教育が小・中・高・特別支援学校とは、地方自治に基づくものですが、それを、ある意味超法規的というか脱法的とかですね。そういう対応で学校を休校にしましたということがあったがために厚労省も、あえて言えば文科省もそうなのですけれども、時の首相の後始末ですね。結果として相対翻弄されてしまったというのが実情ではないかと思えます。

2. 保育園の場合

まず保育園の場合ですが、保育現場は通常での大変な負担業務になっていっているので、けれども、それをはるかに超えるような業務が、舞い込んできたというのが実情です。

仕事の量が増えたと言うだけではなくて、感染しないようにしなければならぬ、感染させないようにしなければならぬという緊張感ですね。常に持続しなければならぬという点で、仕事量の増大と緊張感、ストレスです。非常に大きかったのではないかとこのように思います。

一つは、やはり大事なものは手洗い、消毒、換気、これは非常に徹底してやらざるを得なかった中で、やってきたということです。それから、もともと厳しい職員体制ですが、その中になんとかやってはいるのですけれども、人員配置をなんとかしてもらわないとどうにもなりませんという声も大きく出ているそうですね。それから運動会とか発表会いろいろありますけれども、例年通りといかず、大変だと思いますことです。それから2020年度から入園した子供、これ印象に残っている言葉なのですが、その子供達の保護者、それから保護者同士のつながりはちゃんと2年間できていないってということですね。

登園自粛された時も、多くの保育園で少人数保育を結果として経験するということがありました。その時に子供の姿と様子がよく見えた。余裕を持って子供に対応ができたという声も非常に上げられていましたと考えると、「密接」とか「密集」とかが主たる要因です。

従来からの保育の方法とか姿、形、様態です。それ以上に保育所の最低限配置基準ですけれども、本来あるべき保育園密接・密集です。少し避けながら、これを考えながら対応できるという基準になっていないということが結果として密接とか密集とかをさせてきた最大の要因なのです。これを、我々は受け止めておく必要があると、保育所の言葉の中に寝食分離が初めて実現できたという声があつて、こういったことを考えると少人数保育というのが非常に大事なこと



と云うことをあらためて我々は認識しておくことが大事だと思います。保育園は今回コロナという不安と混乱があつたわけですが、子供や保護者が不安と混乱に陥ることがないように不安を軽減する。

それから社会をそして守り備える育てる支えるというような役割を果たしてきたのだなというふうに思います。

保育関係の条件は、非常に未整備であるということも、一方では明らかに変わったということも言えると思います。少人数保育が日常の避け方も含めて対応が楽だったし、対子供との関係、保護者との関係も非常に作りやすいという面があるわけですが、それを考えると現在の保育所最低基準ですね。これがやはり元凶ではないかということですね。保育の市場化がどんどん進んで、保育の質ではなくて量に重点がかかった政策を最優先した基準になっていますが、このあたりが大きい背景にあると考えてみますと、三密というのは政策的に作られてきたというふうに捉えた方が正しいのではないかと思います。

基準改定だけではなくて待遇改善ですね。これはマスクなんかでもずいぶん取り上げられた経緯がありますので、ご存知だと思いますけれども、こういうのも合わせて取り上げて改善を迫るということが、非常に求められているというのが、今回のコロナ過の中で保育所のあり方を見て思ったところです。

3. 学童保育(放課後児童クラブ)の場合

何ともしがたいくらい保育所の場合、最低基準なのですが、学童保育はそれをまた下回る基準になっています。コロナ感染に対する不安が、いろんなことに学童は直面した。自治体ごとに対応も違ったりしているんですね。各学童で判断してくださいって言われたところもあつたようです。非常にそういう点では混乱していたということも、実際の例としてはあるようです。

これは、先ほど紹介したように一斉休校の後ですね。

2020年7月に学童保育全国連絡協議会が、「学童での生活の様子」や「感染対策の取組み」等について、指導員に対してアンケートをやっています。結果を見ますと学童保育の子供達の生活を少しでも重視できる、要するにちゃんと居場所になれるように、いろいろ模索して努力して、工夫して、生活づくりをしているということは何えると。これは保育所も一緒です。

学童は保育所と同様ですね。先ほど述べたような子供を支援して保護者を支援する役割を持つている。しかし現状は、学童保育の指導員体制とか、子供集団の規模、施設環境などの基準は先ほどの指針の中に出てくるというようにお話ししましたが、保育所基準が最低基準というように言っているわけですが、そ

れと比べてももつと低い基準に、留め置かれてるといのは、いまの実態で、しかも市町村実施主体の市町村にとつては、守らなければならぬ法的な事務基準ではないので、指針扱いになっていくわけですが、まずは法的な事務基準に引き上げていくというのが、まず最低必要だろうと同時に保育所施設も同じで、学童施設基準もどっちも引き上げていくということが、国の責任として当然ではないかと言ったのがコロナ禍の中で、いよいよ明らかになったのではないかと考えています。

加えて学童保育に関しては、市町村自治を發揮して指針基準が入って守ってほしいだけでなく、それを超えるような措置もとれるわけですから、これも含めて市町村自治の観点で考えていただくという運動と、これは法的整備、国基準として法的に明記してもらって守らなければならないということを、学童については両方向からです。取り組み運動を進めていく必要があるのかなというふうに思っているところです。

4. 今後に向けて

最後ですけれども、保育園も学童についても、子供の成長を支え、保護者家庭の生活を支え社会を支えるという児童福祉施設であり、福祉事業であることは間違いないです。

保育者や指導員にとつても、社会のインフラなんだとエッセンシャルワーカーなんだと強く打ち出して行く必要があるなというふうに思っています。

それから日常的、行動的に存在感が發揮できる。コロナ禍の中だからではなく日常的に發揮できる環境です。そういうようなものに体制づくりをしていく必要があると思っています。

保育現場のニーズ、社会のニーズに答えられるような仕組み作り、あるいは運動作りをこれからしていく必要があると、教育も福祉もゆとりにはなっていないと、その辺りをやっぱり変えていく。そういう必要性を今回この学童とか保育所を通して非常に感じさせられたということをお話して終わりたいと思います。

■報告①「コロナ禍の保育の現状と課題」

山蔭悦子さん(わかば保育園長)

1. コロナ禍の保育の現状

保育所はいま本当に緊急事態で、私たちは2重マスクで働いております、いつも本当に緊張状態で働いているというところで、保育所、幼稚園とも今すごく増えてきています。



そういう状況をちよつとお話できればなと思ひます。

①2月から急拡大で起こっていること

2月に入ってから、若葉保育園、松園にあるのです

けども、あちこち急激に休園が起きてきました、なんとか食い止めたいと必死です。毎日そういう緊張の中でした。やっぱり、私たちも例外ではなくなったという経験をしました。それとともに今週、先週近隣の保育園でクラスターが発生したという関係もあり、なんと私たちの保育職員の半分が出勤できなくなりました。今年は産休が多い中、若葉独自に職員が足りない中、必死に頑張ってきたのに、ここに来てコロナ関係で半分もいないという中で、もう息をつく暇もなく必死でした。

②疲れ果てる現場の実態

日常の保育に加えて、おもちゃや室内の消毒というところでは、果てしてもない消毒の中で疲れました。

そして密にならない保育所というのは、今まで考えたこともなかったんですけども、い

ずれ私たち若葉の実態では、乳児と幼児が分かれていきますので、人の交流を最小限にしています。もし陽性が出た時には経路をたどれるようにしています。

一番大変なところは朝の受け入れです。いままでは親が中に入ってお荷物を整えて、行つてきますと言つたのですけども、それができなくなっています。

2. 新しい保育?(コロナ禍の保育) コロナ後の保育とめざす保育

やっぱり子供は触れ合つて、密になつておしゃべりして喧嘩をして、大きい家族の中で感情を出しあつて、みんなで歌つてということが今なかなかできない状況です。食事をするときは本当に気を使っています。自分で食べるものは自分でもつてきてとしていたのですが、今はもう子供がいろんなところに関わらないように保育士が運んで、喋らないように、食べたらすぐマスクをするというように気を使っています。

保育園は12時間から13時間の保育です。でも保育士は8時間労働です。時差勤務の中で必死に声をかけながら夜遅い子たちの保育をしています。もういろんなことで限界だなどというところで頑張っています。

3. 明らかになった課題

①保育所の最低基準と配置基準について

明らかになった課題ということで、保育現場は密です。密じゃない保育を子供たちにしてあげたいです。これは全国保育連絡会の愛知の保育団体の連絡会がつくったチラシです。私たちの仲間ですけど、コロナ禍で見えてきた保育の今とこれからというところで、コロナ禍の生活で様々な場面で当たり前のことを見直すことになりました。

小学校では感染対策のため、少人数学級の良さを、多くの職員が体験し、20人学級を求める声が広がりました。そして35人学級が決まり、少人数学級の流れは、中学校に広がっているという状況の中で、日本の保育所配置基準の変遷は、1948年当時ゼロ歳以下は10歳児だけ3・1になりました。1歳児はまだ1・6、50年以上変わっていません。上の方の基準も70年以上変わっていません。日本の保育所配置基準は、イギリスと比較して、大きな違いになっています。

子供との関わりに、ゆっくり声を傾けることができ基準の見直しを、していくことをこれから始めたいと思つています。

②子どもたちに、もう一人保育士を!

やっぱり幼稚園と保育所との基準の違いについてということが影響しています。幼稚園は、保育の従事する時間が5時間プラス保育準備と会議の時間を設けられています。でも保育士は、8時間の保育業務があり、プラスアルファで記録、準備、会議があるので、手が回らない実態だっているのが私たちの訴えたいことです。そして常に人手不足で重労働にコロナが追い打ちをかけています。それからさつきも言ったようにマスク生活で、子供達に本当の顔を見せられません。表情を読み取っているんなことを判断する時期なのに表情で伝えれない、本当に読み取る力というものが育つのかなというふうに思いました。

③ 保育所予算を幼稚園並みにして

保育所予算を幼稚園並みにしてということですが、年齢別配置基準というのが保育園では採用されていませんし、保育時間の長さというものが保育園では考慮されていませんし、専門職という視点から本当に検討されていないので、コンタクトタイムというのも私たち保育労働者にはありません。こういうあたりが、事務時間とか子供をちゃんと研究する時間とか保護者との連携とか子供だけじゃなくいろいろな、こう周りから整理ができるというのは本当に私たちの願いだなと思っていま

す。

私たちはいま保育労働者の保育士の処遇改定を求めているわけではありません。幼稚園並みの保育制度と公定価格による抜本的な改正を願っている。

だって、教育法が変わって、私たちの保育所の特定教育・保育施設によって、教育施設が入っているのですから、なぜそっちの制度に合わせてくれないのかということなんです。

4. 保育所のこれから

岐路に立つ公立保育所、公的保育制度について

保育所のこれからとして岐路に立つ公設保育所、保育利用者の減少が2025年までに訪れると言われています。これを機に公立の統廃合、公的保育制度の解体につながるのではないかとこの声も聞かれています。そして子供の減少により子供の獲得競争がひどくなり、やはり去年あたりから認可保育園でも4月時点で定員にまだないっていうことも出てきています。

5. 最後に

コロナ収束するのはまだまだ先のこともできません。でもこのままの仕組みでは、保育所機能も危機的状況でなすすべがありません。

日々コロナが園に入っていないようにできることはしています。

しかし、元気な姿に見えて登園する子ども、今は感染している状態かもしれません。子供は命を守り保護者の就労を保障する立場から一保育所に対処できることは限られています。保育所機能が逼迫し、瀬戸際で必死に耐えています。

保育所の公的実施責任において、公ができることはもつとないのでしょうか。私たちは私たちが頑張っています。けれど、やっぱり頑張るにも人手がないと頑張れないっていうのが今の実態です。でも子供の笑顔を見たくて、その一点で私たちはよい保育をしよう。不自由な思いをさせたくないということで、いま頑張っています。

■報告②「学童保育所をめぐる問題」

—「40人以下」の実現を考える。—

嘉村裕之さん

(全国学童保育連絡協議会 副会長)

1. はじめに

保護者会が運営しているというところが学童保育の世界を象徴的に表しています。

放課後児童というのはここに書いています。おり、保護者が労働等により昼間家庭にいな



い小学生等、等というのには特別支援学校の小学部も含まれるというふうになっています。

労働等という中には、働いてるだけじゃなくて、保護者の方が介護をした

り、ご自身が病弱であったりとか、その他様々な理由で昼間家にならなくてということが含まれます。それで児童福祉法で何をするとおこなうのか、児童福祉法の法文上で適切な遊び及び生活の場を与えるのだと、それでもって健全育成を行うんだというふうには児童福祉法で規定されています。

児童保育の基礎的な単位を支援のためというふうには、基準の上では定めて、そういう言葉で呼んでいます。

一応基準というのは厚生労働省令で、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」ということで、厚生労働省令で定めています。この厚生労働省で定めたものを受けて、各市町村が条例でもって基準を定めるといふふうな仕組みになっていますので、法的な拘束力のある最低基準というものがなければなりません。

市町村が決めた基準条例が法的拘束力がある最低基準ということになります。市町村条

例ですから、市町村ごとによって、その最低基準が異なるということになります。その市町村が条例を定める際に、国の基準は合理的な説明がつくものであれば、市町村自らが、基準

を定める際に数字を決めてもいいよということですから、加えて、運営指針というのが中身を定めるものとして、これは本当に通知として示されていて、これはそもそもその位置づけが全国的な標準仕様というふうな位置づけになっていますので、厚生労働省の説明とすれば、最低の基準最低のものということではなくて、あるべきというものを示しているのです。全国的にこういうことはやはり当たり前ですよというものとして出していくのだというように説明をしています。この標準仕様の中で運営指針の中で、省令基準で概ね40人以下の支援の単位というふうになっていることの意味合いについて、運営指針では子供集団の規模は、子供が相互に関係性を構築したり、一つの集団としてまとまりを持って共に生活したり、放課後、児童支援等が個々の子供と信頼関係を築いたりできるために、この規模になったとしています。ですから、この指針の単位が、その機能を果たすためには40人以下じゃないと無理でしょうというふうには運営指針では言っているのですが、先ほど申し上げた通り国が示している基準は、市町村を法的に縛る基

準ではないので、市町村が40人以上の単位で支援の単位を定めることは、まったく法律上問題にはならない。

2. コロナ過の下での適切な遊びと生活の場
朝からコロナの体制に、児童保育は閉めることなく開けるのですというふうになった時に、どう動く指導員の配置をしながら開設をしていくのかというのは、本当に大変な状況の中で対応することになったということです。また、その中で児童保育の中で感染者が出るといふことになれば、施設を閉めるということが求められることになり、何よりも児童保育での子供の処遇が適切ではなかったのではないかとという批判を受けてはななにかと、そもそも、児童保育なんて放課後子供が家に帰るまでの間のつなぎの場としてなんでしょうというふうなことから考えていたところもなくはないですから、そんなところにもそういう批判がかかれば、もうそもそも存続すら危うくなるのではないかとというような不安もある中で、児童指導員は過ごしていただいているところがあります。

その不安の中から複数で遊ぶことを禁じたり、おやつを提供するということをやめたというふうなところも出てきてしまっているというところがあります。

そんな中で、私の勤務する学童保育ですけれども、3箇所の学童に分かれて今保育をしています。基準が求める規模での育成支援を行っています。これ放課後児童健全育成事業の用語として育成支援という言葉を使っているのですが、それぞれの環境に併せて、目の前の子供達の様子を指導員の中で丁寧に分分析する中で、やっぱり子供の生活がだいぶ変わっているよね、他の人との距離を開けざるを得ないから、関わりが薄くなっていくと、でも適切な遊び及び生活の場としての学童保育として、それをそのままにしてたら、どんなことになるかなというふうな分析の中で、外で遊ぶという機会を意識的に設けたりとか、学童でおよつを提供すると言った場合にも、工夫もしながら提供しています。

3. 学童保育における事故と安全

資料を見ていただければと思うのですが、100人を超えると1割ぐらい重大事故が起こる頻度と見えますよということですが、

岩手のコロナ患者の陽性者の発表の仕方について、学童保育での陽性者の実態ですが、見えない発表の仕方になってきているということですが、学童保育の位置づけが、やっぱり弱いからなのかなとふうな分析もされていきました。その側面もあるかもしれないが、実態とし

てということと言うと、犯人探しをしないようにと、さらに岩手県は重視していて、知事もいろんな発信をする際に、必ずそれには触れていてはいるかと思うのですが、このデータの構造の仕方はそういう効果を出しているというふうには私は受け止めています。

対応する自治体職員の方は本当に大変な中で日夜対応されていると感じているところではあるのですが、やはり学童保育の現場で子供たちと保護者を支えていくというようなどころでは、現場で頑張るだけじゃなくて、しっかり支えていただかないと頑張れないので、

(文責 事務局)

地名の話 31

高橋 宏 壽 さん

えんまんじ【円満寺】紫波町片寄字上久保

藩政期の村々には祠ホコラ(小さな社ヤシロ)や小さな寺社、草庵が驚くほど多かった。片寄地区だけでも、願円寺、隠里寺、称名寺、太子堂、黄金堂、薬師神社(十二神)、丹後・越田・沢田・白旗の八幡社。卯南社(梅田)、それに加

えて湯水カタミズ大明神、山王堂、熊野神社、大日堂、円満寺、神明社などがある。そのほかおびただしい数の石仏イシボトケがあった。『朝鮮使節の見た中世日本 老松堂日本行録』(岩波文庫)の応永二十七年(1492)に、朝鮮国使節宋希環ソンヒキョンが摂津(セツツ 兵庫県)の西宮を通過した際に記した一節に、

処々の神堂(お堂)、処々の僧、良人(上流階級)の男女半ば僧となる。ただ聞く、処々に経をよむ声。お堂がここかしこにあつて僧侶ばかり。上流階級の男女は半ば僧門にはいる。どこからお経を唱える声が聞こえてくる

これは斯波氏の志和でもかわりはなかった。

